

オミクロン株対応のワクチン接種を実施



接種予約について
接種予約以外について
市予約専用コールセンター ☎0570(056)787(土・日曜日・祝日も対応)
市ワクチンコールセンター ☎0570(022)599(土・日曜日・祝日も対応)

オミクロン株対応と従来型ワクチンの接種

1・2回目は従来型ワクチンを接種します。オミクロン株対応型ワクチンの対象は、2〜4回目接種から3カ月が経過した12歳以上の人です。なお、オミクロン株対応型ワクチンの接種は1人1回です。詳しくは下表①②の通り。

小児・乳幼児の接種

5〜11歳は、1〜3回目接種が対象です。詳しくは下表③の通り。

生後6カ月〜4歳は、1回目接種の予約時に、2回目の予約も受け付けます。接種間隔は、1回目接種日から3週間空けて2回目を実施しま

す。詳しくは下表の④の通り。

接種会場へのアクセス

無料シャトルバスの運行は終了しています。公共交通機関などでの来場をお願いします。

【総合体育館】

阪急・能勢電鉄川西能勢口駅から北へ徒歩13分。または、能勢電鉄絹橋駅から西へ徒歩8分。

【保健センター】

阪急・能勢電鉄川西能勢口駅から北東へ徒歩5分。市役所北隣。

接種当日の注意事項

予約時間より前に来てもらって早く接種することはできません。感染対策として会場の混

雑を避けるため、時間通りに来場してください。

▼当日の持ち物・接種券(予診票一体型、予診票は事前に記入)、本人確認書類(マイナンバーカードや健康保険証など)、お薬手帳(持っている人のみ)、母子手帳(5〜11歳の子どもの乳幼児接種の場合のみ)

▼服装・接種部位の肩を出しやすい服装で来てください

コロナワクチン以外のワクチンとの接種間隔

接種日の前後2週間は他のワクチン(インフルエンザワクチンを除く)は接種できません。あらかじめ計画を立てた上での予約をお願いします。

感染に備えて準備しておきましょう

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行しており、発熱外来がひっ迫する可能性があります。発熱や体調不良などに備えて、新型コロナウイルス抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬、生活必需品(食料品、日用品、体温計など)を事前に用意しておきましょう。

詳しくは、厚生労働省のホームページへ
☎ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html(確認してください)。

4月以降の体制について

現時点でワクチン接種の実施期間は3月31日(金)までですが、延長について国で議論が行われています。方針が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

ワクチン接種は、感染症のまん延防止の観点から実施しています。未接種の人は改めて接種の検討をお願いします。



2月の接種案内一覧

種別	対象	日時	会場
①オミクロン株対応(3〜5回目)	12歳以上	金曜日 12:30〜15:00 土曜日 13:00〜15:30	総合体育館
②従来型(1・2回目)	12歳以上	19日(日) 9:00〜11:30	保健センター
③小児用	5〜11歳	4日(土) 13:30〜16:00 25日(土) 13:30〜16:00	③④は猪名川町のサビエ会場でも接種可。詳しくは同町ワクチンコールセンター☎0570(00)4567へ。
④乳幼児用	生後6カ月〜4歳	5日(日) 9:00〜11:30	

*新型コロナウイルスワクチンは全てファイザー社製です。

確定申告と市・県民税の申告

令和4年分

確定申告 問い合わせ 伊丹税務署 ☎072(779)6121

●所得税・復興特別所得税と消費税・地方消費税(個人事業者)、贈与税の申告の相談・受け付け

2月16日(木)〜3月15日(水) 場所 伊丹市立産業振興センター

いずれも午前9時〜午後4時(土・日曜日、祝日を除く。ただし2月19日(日)・26日(日)は実施)

混雑状況によっては相談・受け付けを早めに終了する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入場には「入場整理券」(会場での当日配付かLINEを通じたオンライン事前発行)が必要

です。配付状況によっては後日の来場となる場合もあります。

なお、専用の駐車場・駐輪場はないので、公共交通機関を利用してください。

●e-Tax(電子申告)利用のお願い

スマートフォンやパソコンで国税庁ホームページを利用すると、いつでも待ち時間なく申告書を作成することができます(メンテナンス時間を除く)。また、作

成した申告書はe-Taxでの送信(提出)をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページ☎ https://www.nta.go.jp へ。



市・県民税申告 問い合わせ 市民税課 ☎072(740)1132

●申告書が届かなくても申告が必要な場合があります

5年に市・県民税の申告が必要と思われる人に対し、2月上旬までに申告書を発送します。なお、申告書が届いた場合でも、5年に所得税および復興特別所得

税の確定申告をする人は、申告不要です。また、申告書が届かない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは市ホームページか市民税課へ。



●オンラインの申告書作成と郵送の提出に協力を

市・県民税の申告書は、オンラインで作成できます。詳しくは市ホームページへ。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申告書の郵送での提出に協力してください。

窓口での提出は、地区ごと(右表)に期間を決めて受け付けます。

なお、市内で確定申告の相談や受け付けは行いません。



市・県民税申告の受け付け

対象者(住所別)	受け付け日時	場所
4年に収入があった人 (①〒666-00XXの地域と満願寺町 ②〒666-01XXの地域と市外 ③市内全域)	①2月16日(木)〜28日(火)の平日 ②3月1日(木)〜10日(金)の平日 ③2月19日(日)・26日(日)と 3月13日(月)〜15日(水) いずれも午前9時〜午後5時	市役所2階の市民税課
4年に収入がなかった人(市内全域)	2月16日(木)〜3月15日(水) 平日午前9時〜午後5時	同1階の国民健康保険課か医療助成・年金課

福祉医療費の助成には申請が必要

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎072(740)1108

各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、条件を満たす人に医療費の一部を助成。対象となる人で、手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。

【中程度の障がい者の医療費助成を拡充】

3級身体障害者手帳かB1判定の療育手帳、2級精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人で、所得制限内(非課税世帯で、本人と配偶者、扶養義務者いずれもの年金収入を加えた所得が80万円以下)の人に、入院・通院医療費の自己負担額の3分の1を助成します。ただし、70〜74歳の人と後期高齢者医療制度加入者は、通院医療費の助成は対象外です。

【こども医療費助成制度】

通院医療費の本人負担が無料になっています(所得制限あり)。対象は小学4年生から中学3年生までの人です。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人へ

問い合わせ 国民健康保険課 ☎072(740)1170
医療助成・年金課 ☎072(740)1108

配当所得・株式譲渡所得などは、申告方法を選べます。

▶源泉徴収のみで納税を終わらせる

保険税(料)や自己負担割合、高額療養費自己負担限度額などの算定対象となりません。

▶確定申告を行う

保険税(料)や自己負担割合、高額療養費自己負担限度額などの算定対象となります。ただし、確定申告書第二表・住民税に関する事項の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に記載すれば算定対象外になります。

一部を算定対象とする人は、市・県民税税額納税決定通知書の送達までに市役所2階の市民税課に申告書を提出してください。なお、6年度以降の保険税(料)は確定申告した金額全てが算定対象になります。申告については、同課☎072(740)1132へ。